

凡 例

1. 収録範囲

《書契目録集》V集には国史編纂委員会が〈對馬島宗家関係文書〉として収集・所蔵している書契 9,442 点中から 1,842 点(登録番号No.7601~9442)を収録した。

この中で 116 点(No.8525,9328~9442)は書契の原本ではないものが混ざっている。朝鮮側(文書)には、日本側で作成した書契の草稿(図書即ち銅印の捺印がない)、または朝鮮側の書契を日本側で筆写したものと思われるものであり、日本側で作成したものには書契とは種類が異なる覚書(書付)及び国書の筆写も入っている。但し、これら原本でない外交文書は文書の体裁が違うのであえて附記して処理はしなかった。

そして書契の草稿の中で封筒があるものは(封筒)と表記し、枚数には加えなかった。

2. 配列

本委員会所蔵《図書原簿 書契／對馬島宗家文書》(一)・(二)・(三)・(四)に登録された書契の一連番号順に従って配列した。

3. 記入形式

(1) 登録番号

ア. 各書契の左側上段に記録した。

イ. 登録番号は本委員会所蔵《図書原簿 書契／對馬島宗家文書》(一)・(二)・(三)・(四)に登録された番号と同一であり、閲覧時の請求番号に該当する。

(2) 枚数

書契は 1635 年を契機に 1 幅体制より「本書」と別幅の 2 幅体制に変化し、また散逸したものもあるため、その枚数を各書契の右側上段に記録した。

(3) 発信人・受信人

ア. 発信人と受信人は書契の「本書」に記載された通りに記録することを原則とした。

イ. 「本書」がなく別幅だけが残っていて書契の性格が送書なのか答書なのか分らない、また受信人が誰なのか分らない場合には、別幅の内容を参照して、□もしくは()内に補充・記入した。

例:No.7739 (朝鮮國)釜山僉使 吳致賢(奉復)
(日本國對馬州太守拾遺 平公 閣下)

(4) 年紀

年紀の表記は書契の「本書」に記載された通り記録することを原則とし、理解の便宜上、西暦、朝鮮国王の紀年、日本の年号を()内に併記した。

<例:戊子年 7月 日(1828年; 純祖 28、文政 11)>

(5) 本文

ア. 書契の内容は原文を要約・整理したもので、別幅の物目は原文そのまま記録した。物目の数量は便宜上、アラビア数字に置換えて記録した。

例; 人参壺筋…人参 1 筋

四張付油菘壺部…四張付油菘 1 部

イ. 用語は原文に記載された通りに記録することを原則とし、()内のものは傍註で処理したものである。

① 理解の便宜のための場合<例;No.7613 貴邦(日本)の>

② 原文にはないが、補充・挿入した場合:

<例;No.7601 漂人を津遣してきた盛誼をすでに(朝廷に)轉達したので>

ウ. 本文中、俗字・略字・異体字を使用したもののなかで、そのまま表記し難いものは便宜上、常用漢字に変えて記録した。

エ. 判読が不可能な文字は□□で表記した。

オ. 腐蝕・破損などで判読が難しいものの、推測が可能な文字は□内に記した。

(6) 書契の大きさ

ア. 書契の大きさは末尾に記録し、横×縦の順に表記した。

イ. 大きさの単位である cm は省略した。

ウ. 書契が腐蝕により破損している場合には残存部分のみを記録した。

(7) 附記事項

(添紙)は対馬藩側が記号を付けて書契を分類・整理する際、書契の「本書」・別幅の表面右側の下段に添紙した内容をそのまま記録したもので、これは使者派遣の目的を知る助けとなる。